

土木系工事における現場環境改善費の運用について（お知らせ）

令和4年10月19日

技術管理課

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設産業の広報活動、建設工事従事者の作業環境の改善を行うために実施する現場環境改善費について、山口県に準じて、以下のとおり運用しますので、お知らせします。

1. 対象工事

市が発注する土木系工事のうち、すべての屋外工事を対象とします。

ただし、維持工事等で実施が困難なもの、効果が期待できないもの、土木系機械設備工事、土木系電気設備工事及び災害復旧工事については、対象外とします。

2. 適用基準日

令和4年11月1日以降、入札公告又は指名通知する工事に適用します。

3. 実施方法

以下をすべて満足する場合は、変更設計にて現場環境改善費を設計計上します。

ア（山口県設計標準歩掛表（港湾編）以外を適用する工事の場合）現場環境改善費に関する内容を5内容実施していること。

（山口県設計標準歩掛表（港湾編）を適用する工事の場合）
現場環境改善費に関する内容を1内容実施していること。

イ 受注者が提出する現場環境改善費に関する経費の見積書の合計金額が変更設計にて計上する現場環境改善費よりも高価であること。

※現場環境改善費として実施する内容に関する詳細は、山口県が定める「土木系工事における現場環境改善費の実施要領」を参照。

4. その他

実施要領は、山口県技術管理課ウェブサイト（その他の技術基準・マニュアル等）をご参照ください。

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23379.html>)

以上